

==== 公布された条例のあらまし ====

◇職員給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 人事委員会の職員給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告を踏まえ、職員等の給与の改定を行う。
- (2) 地方公務員法の規定に基づき、職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。

2 条例の概要

(1) 職員給与に関する条例の一部改正

ア 給与の改定

(ア) 扶養手当の見直し及び住居手当の一部廃止

- ① 配偶者に係る扶養手当を月額12,000円（現行 13,000円）に引き下げる。
- ② 3人目以降の子に係る扶養手当を月額6,000円（現行 5,000円）に引き上げる。
- ③ 持家に係る住居手当のうち取得後6年目以降に支給するもの（現行 1,500円）を廃止する。

(イ) 期末手当の引下げ

期末手当の支給割合を年0.2月分（再任用職員にあつては、0.1月分）引き下げる。

(ウ) 管理職手当の定額化

管理職手当の額を職務の級に応じた定額（職務の級における最高号給の給料月額25パーセントを超えない範囲内で人事委員会規則で定める額）とする。

(エ) 地域手当の級地区分の追加

派遣等により県外事務所所在地以外の地域（民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮した場合に支給対象となるべきものに限る。）において勤務する職員に対して手当を支給するため、級地区分（4級地から6級地まで）を追加する。

イ 査定昇給の実施に伴う若年層職員の昇給号給数の引上げ

県内民間企業との初任給水準の較差及び国家公務員の査定昇給の運用により見込まれる給与水準との較差を考慮し、若年層職員（新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員）について、標準となる昇給号給数を5号給（現行 4号給）に引き上げる。

ウ 給与控除の実施

次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除できることとする。

(ア) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員のための住宅及び駐車場の貸付料

(イ) 職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な経費

(ウ) 財団法人鳥取県職員互助会等の掛金及び償還金

(エ) 地方職員共済組合鳥取県支部が取り扱う月掛貯金

(オ) 地方職員共済組合鳥取県支部等の団体が取り扱う保険の保険料及び共済掛金

(カ) 中国労働金庫の積立金及び償還金

(キ) 鳥取県職員労働組合等の組合費

(ク) 教職員のPTA会費

(2) 関係条例の一部改正

ア 住居手当の一部廃止

次の条例について、(1)のアの(ア)の③の改正事項に準じた改正を行う。

(ア) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(イ) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(ウ) 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

イ 期末手当の引下げ

次の条例について、(1)のアの(イ)の改正事項に準じた改正を行う。

(ア) 特別職の職員の給与に関する条例

(イ) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例

(エ) 任期付職員の採用等に関する条例

ウ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、次のとおりとする。

(ア) (1)のアの(ア)及び(イ)並びにイ並びに(2) 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日のときは、その日）

(イ) (1)のアの(ウ)及び(エ)並びにウ並びに(3)のイ 平成19年4月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。